

御嶽山の噴火警戒レベルを2へ引上げ

昨日（16日）22時00分に御嶽山の噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）に引き上げました。

概要や警戒事項等を別添のとおりお知らせいたします。

問合せ先：地震火山部 火山監視課 碓井、今野
電話 03-3434-9119

御嶽山の噴火警戒レベルを2へ引上げ

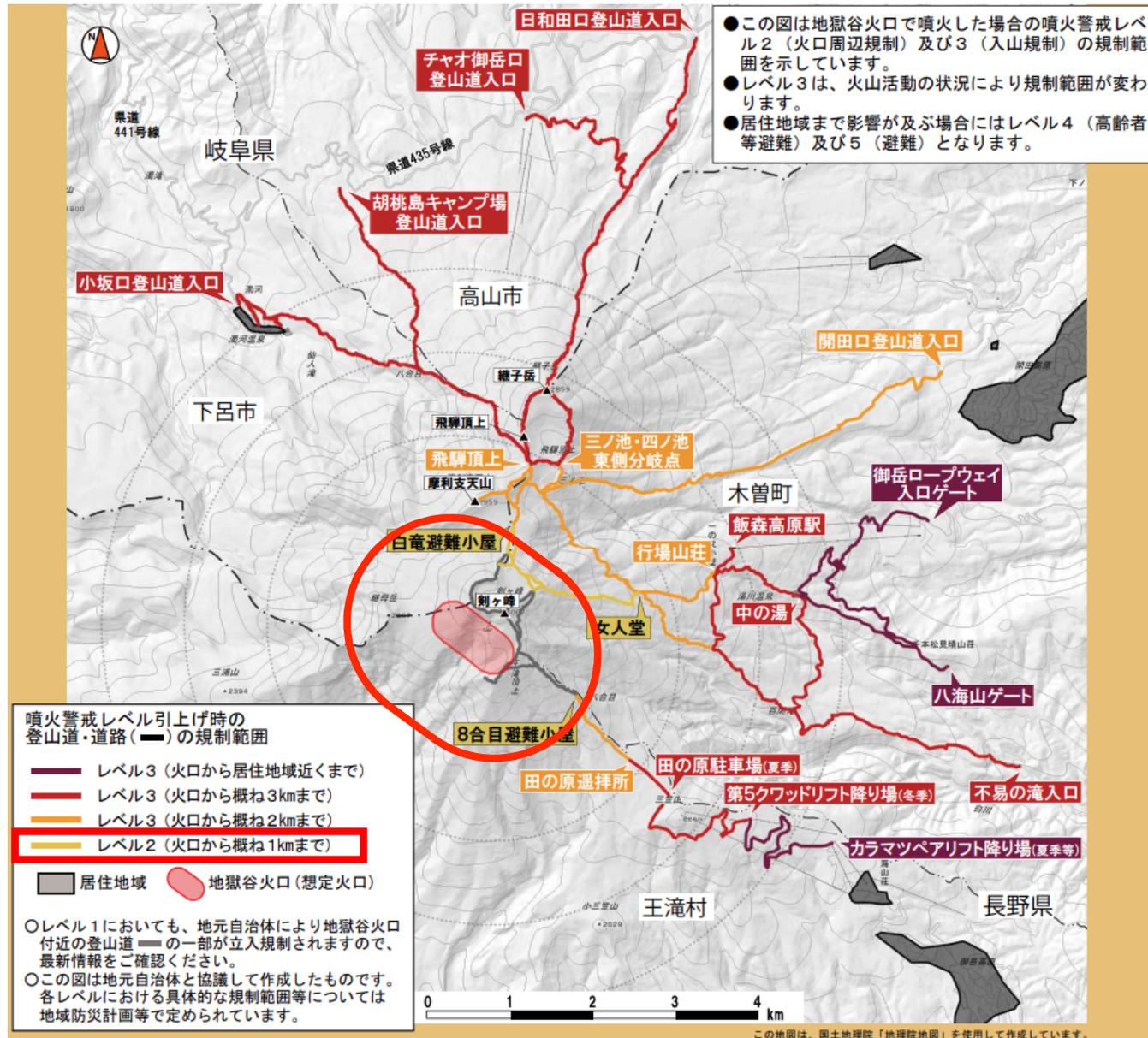
情報発表時刻 (発表官署)	令和7年1月16日22時00分 (気象庁)
情報種別	噴火警報(火口周辺)
噴火警戒レベル	1(活火山であることに留意)から2(火口 周辺規制)に引上げ
火山活動の状況	御嶽山では、山頂付近を震源とする火 山性地震が増加しています。

防災上の警戒事項

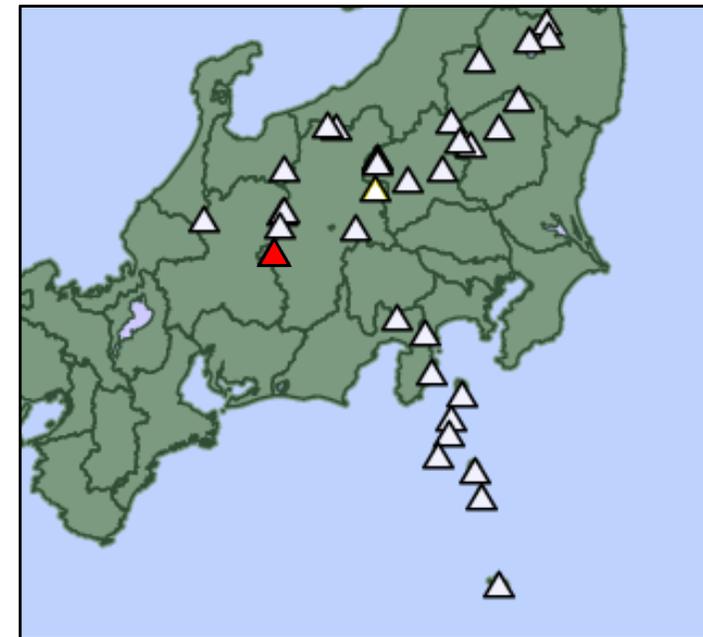
- 地獄谷火口から概ね1kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石及び火砕流に警戒してください。地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。
- 噴火時には、風下側では火山灰だけでなく小さな噴石が風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

御嶽山の位置および警戒範囲

御嶽山 噴火警戒レベルに対応した警戒範囲および防災対応



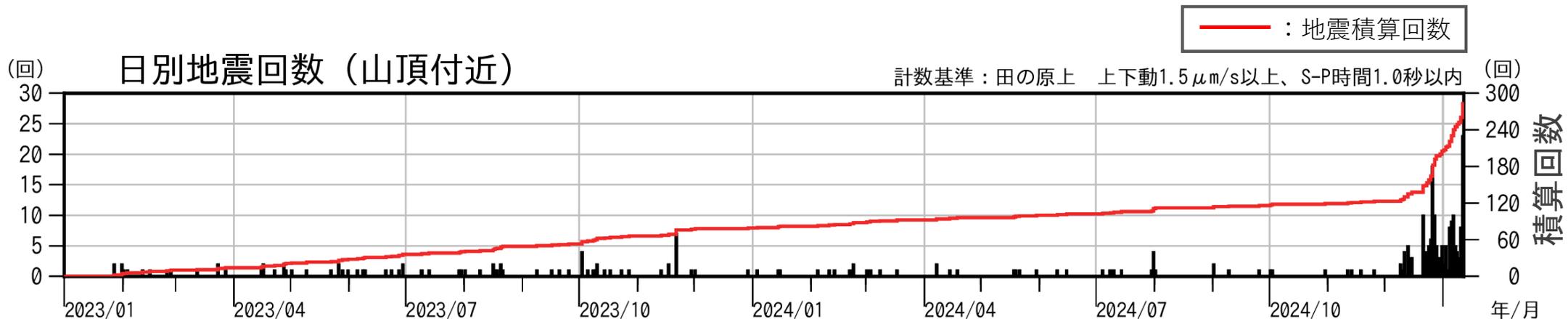
火山の位置



御嶽山[おんたけさん]
Ontakesan

北緯 35° 53' 34"
 東経 137° 28' 49"
 標高 3,067m
 (剣ヶ峰)(測定点)

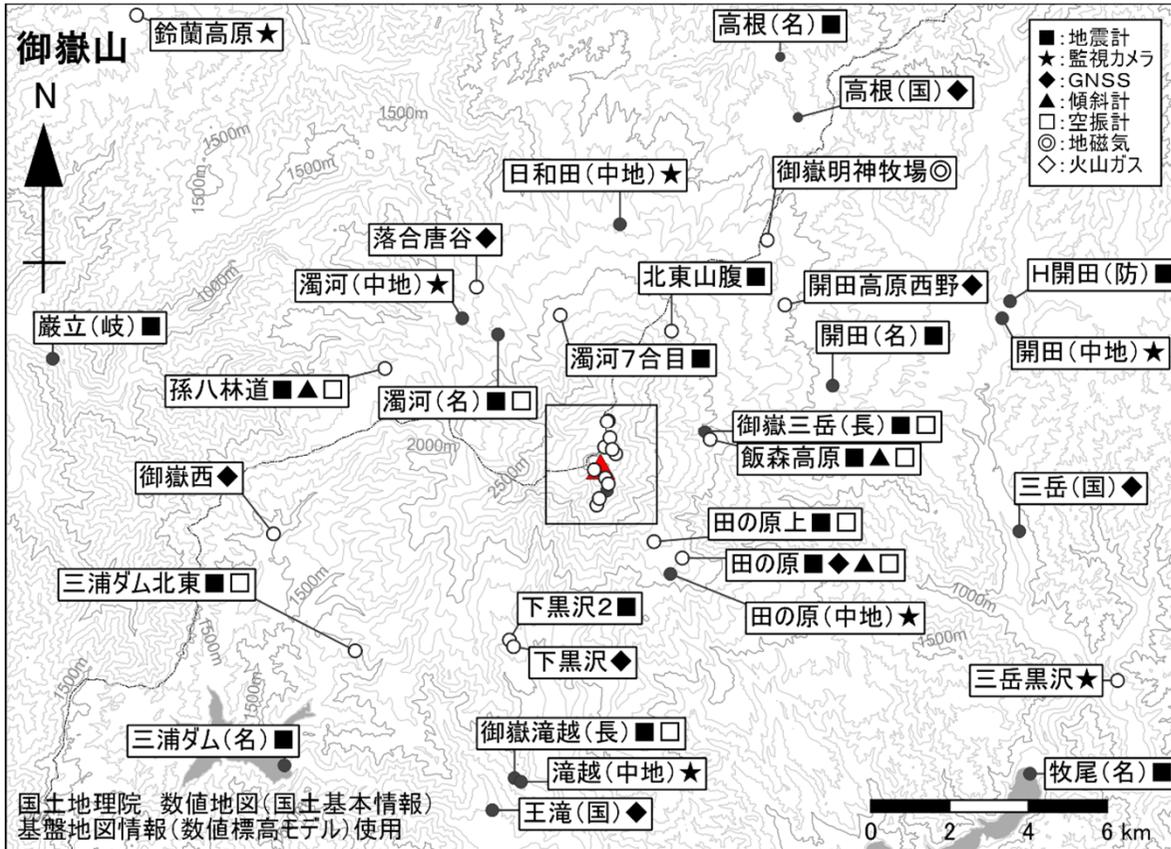
御嶽山の活動状況



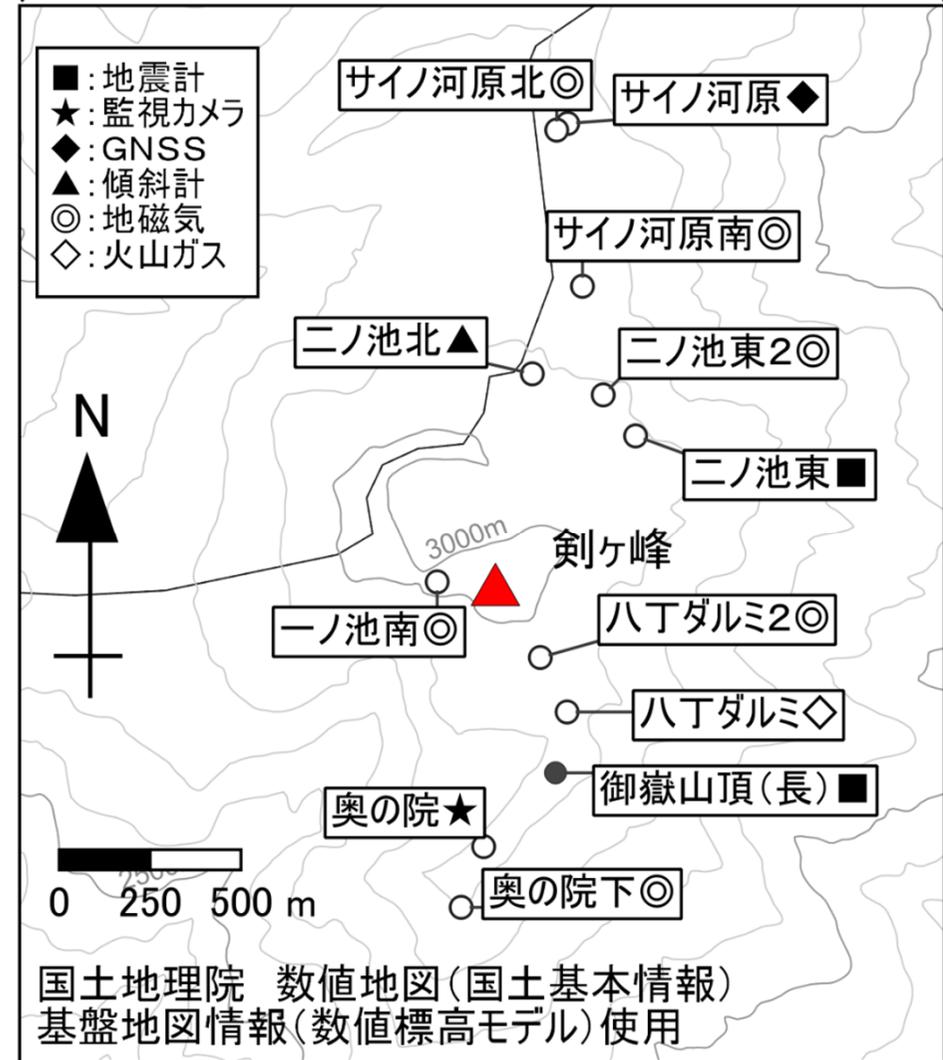
御嶽山 山頂付近を震源とする地震の回数 (2023年1月1日～2025年1月16日20時)

2024年12月中旬以降、剣ヶ峰山頂付近を震源とする微小な火山性地震の発生頻度がやや高い状態で推移していましたが、昨日（16日）06時頃から発生頻度がさらに増加しています。

御嶽山の観測点配置図



上図中の四角囲みは右図の表示範囲を示しています。



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
 (国): 国土地理院、(中地): 中部地方整備局、(防): 防災科学技術研究所、(名): 名古屋大学、
 (長): 長野県、(岐): 岐阜県

発表した情報などについて

○発表した情報

- 噴火警報・噴火速報の発表状況

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=volcano>

- 降灰予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=ashfall>

- 火山に関する情報の発表状況

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/volinfo/volinfo.php>

○情報の解説

- 噴火警戒レベルの判定基準

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikailevelkijunn.html

- 火山別に設定された噴火警戒レベルの解説
(リーフレット)

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/keikailevel.html>

- 噴火警報・予報の説明

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfo.html>

- 噴火警戒レベルの説明

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/level_toha/level_toha.html

- 火山に関する情報や資料の解説

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/vol_know.html

○火山災害から身を守るには

- 火山登山者向けの情報提供ページ

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/index.html



- 火山災害から命を守るために

(内閣府 防災情報のページ)

https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html

- 気象庁防災情報X(旧Twitter)

https://x.com/JMA_bousai



レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流、溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が居住地域に到達 等 	
	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流、溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が居住地域に切迫 等 	各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ、総合的に判断する。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火活動が次第に強まり、火砕流や溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が火口から半径3 km 程度まで到達 山体内に規模の大きな地震（有感地震を含む）が多発 多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動 等 	
3	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火の拡大傾向（火口から半径1 km 以遠に大きな噴石飛散が予想される） 大きな火山性微動（レベル2よりも規模大あるいは継続時間長） 火山性地震の急増、規模増大（レベル2よりも規模大あるいは回数多） 山体の膨張を示す明瞭な地殻変動 	<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった、または、噴火せず、左記の現象が見られなくなった場合。</p> <p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、その後、噴火が発生しなくなる、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。</p>
	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から半径1 km から居住地域近くまで（概ね4 km）程度に大きな噴石飛散 火砕流等 	
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火 火山性地震の増加（地震回数が50回/日以上） 火山性微動の増加または規模増大（6回/日以上あるいは継続時間5分以上または振幅10μm/s以上の微動発生） 噴煙量、火山ガス放出量の増加 上記基準には達しない程度の火山性地震あるいは火山性微動の増加があり、それと同時に山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測される。 	<p>噴火の発生がなく、山体膨張や噴煙・火山ガスの増加傾向がなくなり、地震・微動が平穏時のレベルに戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になる。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に増加傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>
	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から半径1 km 以内に大きな噴石飛散 火砕流等 	

- ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時と同様）。
- レベル5からレベルを下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。